

[事案 2019-174] 入院給付金支払請求

- ・令和 2 年 3 月 27 日 裁定終了

<事案の概要>

約款所定の入院に該当しないことを理由に疾病入院給付金が支払われなかつたことを不服として、給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

糖尿病等の治療のため、短期間の入院を複数回したので、平成 22 年 11 月に契約した医療保険にもとづき、疾病入院給付金を支払ってほしい。

<保険会社の主張>

本入院は、約款に定める「入院」（医師による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念すること）に該当しないため、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会では、当事者から提出された書面にもとづく審理のほか、医学的判断の参考とするため、独自に第三者の専門医の意見を求めた。なお、申立人は事情聴取を希望しなかつたため、事情聴取は行わなかった。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の入院が約款に定める「入院」に該当するとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。